

## 東京純心女子学園へのご寄付をお考えの皆様へ

東京純心女子学園は、1964年（昭和39年）の設立以来、「キリストの教えに基づいて真善美を探究し、聖母マリアの愛と謙遜の生活を理想」とすることを建学の精神とし、豊かな情操と高い知性、深い教養を身につけ、国際的視野のもとに平和社会の担い手として、奉仕の精神に富む指導的女性の育成を目的として掲げ、女性教育に力をそそいでおります。今後の学生生徒の教育や学術研究活動の更なる充実、発展をはかるため、広く寄付金の募集を行っております。皆様の格別なご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この寄付金のお申込みは、任意でございます。

### 寄付金に対する免税措置

学校法人東京純心女子学園は、文部科学省から寄付金募集について、特定公益増進法人として認定されております。本学への寄付金は、個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

#### [所得税に関する寄付金控除]

##### 個人の場合

個人の方からのご寄付は、「特定公益増進法人」への特定寄付として、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。本学発行の「領収書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」をお送りいたしますので、翌年の確定申告の際、所轄税務署へご提出ください。

当該年中に支出した寄付金の額 - 2千円 = 寄付金の所得控除額

※ 新入生の保護者・保証人の方からの入学の年のご寄付の場合には、税法上「学校の入学に関する寄付金」とみなされ、所得税の寄付金控除の対象とはなりません。あらかじめご承知おきください。

## 法人の場合

企業等法人からのご寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入できます。損金算入にあたりましては、「受配者指定寄付」と「特定公益増進法人に対する寄付金」とがあります。

### 1. 「受配者指定寄付金」（寄付金の全額を損金に算入できます。）

受配者指定寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団）を通じて寄付者（企業等法人）が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、法人税申告時に寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。免税手続きには、本学から送付させていただく、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。私学事業団への諸手続きは本学で行います。

※ 受配者指定寄付金の場合は、本学にご入金いただいた後、私学事業団へ送金することになりますが、損金算入手続きに必要な「寄付金受領書」の発行には私学事業団が寄付金を受理してから約1ヵ月ほどかかることがあります。当該決算期に損金処理をされる場合には予め余裕を持って、お申し込み・お振り込みくださいますようお願いいたします。

### 2. 「特定公益増進法人に対する寄付金」（寄付金を一定の限度額まで損金に算入することができます。）

特定公益増進法人に対する寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で一定の額まで、損金算入が認められます。法人税申告時の損金算入の手続きには、本学発行の「領収書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」が必要になります。

特定公益増進法人の損金算入限度額の計算方法（参考） $(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 0.5\%) \times 1/2$
---

## [個人住民税に関する寄付金控除]

都道府県・市区町村が条例によって指定した寄付金のうち2千円を超える部分について、都道府県指定の場合4%、市区町村指定の場合6%の金額が税額控除されます。

本学は東京都から指定を受けておりますので、寄付をした翌年の1月1日現在東京都に住所を有する方については、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。

本学発行の領収書を添付して所轄の税務署で確定申告をして下さい。（詳細は東京都主税局課税部課税指導課個人事業税係 電話03-5388-2956にお問合せください。）なお、本学が東京都以外の地方団体（道府県・市区町村）の条例により指定されているかにつきましては、地方団体により異なりますので、お住まいの道府県・市区町村の税担当課にお問合せください。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県 (寄付金額－2千円) × 4% = 住民税の控除額</li><li>・区市町村 (寄付金額－2千円) × 6% = 住民税の控除額<br/>(都道府県及び区市町村の双方が指定した場合は10%)</li></ul> |
|--|

## 寄付金についてのお申込み方法

ご寄付をお考えの方は、申込書類等をお送りいたしますので財務課までご連絡ください。  
なお、寄付金は本学指定の口座へお振り込みいただくか、財務課窓口へ直接お持ちください。

### ◇振込先◇

指定口座

- ・りそな銀行 八王子支店 (普) 1030828
- ・三菱東京UFJ銀行 八王子中央支店 (普) 0016391
- ・ゆうちょ銀行 記号 00190 番号 135223

※ゆうちょ銀行への振込に際しては、お送りする「振込取扱票」を用いた場合は、振込手数料は不要です。

口座名義

ガク) トウキョウジュンシンジョシガクエン リジチョウ タカノスミコ  
学校法人 東京純心女子学園 理事長 高野澄子

## 問い合わせ先

〒192-0011 東京都八王子市滝山町2-600

(学) 東京純心女子学園 法人事務局財務課

寄付金担当

T e l . 0 4 2 - 6 9 1 - 1 3 4 5 (内線216)

F a x 0 4 2 - 6 9 1 - 1 3 2 5

E m a i l : [kifu@t-junshin.ac.jp](mailto:kifu@t-junshin.ac.jp)